



Title	中国か、日本か : アメリカの選択と日米同盟の形成
Author(s)	高橋, 慶吉
Citation	阪大法学. 2021, 71(3-4), p. 139-167
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/87375">https://doi.org/10.18910/87375</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 中国か、日本か

——アメリカの選択と日米同盟の形成——

高橋慶吉

はじめに

第一章 第二次世界大戦期の中国重視路線

第二章 一九四八年対外援助法の成立——日米安保の起源

第三章 米華相互防衛条約の締結——安保改定への一里塚

おわりに

はじめに

アメリカを代表する知日派の一人、マイケル・グリーン (Michael J. Green) は、アメリカのアジア太平洋戦略を歴史的に分析した二〇一七年出版の本の中で次のように指摘している。建国期以来、アメリカのアジア太平洋戦略は「アジアもしくは太平洋において他国が排他的な覇権的支配を樹立するのを許さない」ことを中心的テーマにしてきた。すなわち、アメリカは二〇〇年の間、太平洋が「本土に向かって東方へと危険なものを運ぶ水路となら

ず、西方へとアメリカの理念と商品運ぶ水路であり続ける」ようにすることを重要な国家利益とみなしてきたのである。<sup>(1)</sup>

しかし、アメリカはこの点において明確な戦略目標を持ちながらも、手段やアプローチの点で常に悩まされてきたとグリーンは言う。その悩みの一つとしてグリーンが指摘するのが、中国重視か日本重視かという問題である。<sup>(2)</sup>

グリーンによれば、こうした問題が生じる背景には次のようなジレンマがあった。つまり、太平洋における海洋国家としてアメリカが日本との関係を重視するのは自然である。だが、歴史的にアジア秩序の中心となってきたのは大陸である。その大陸内部で起きる戦略上重要な事象の展開に冲から影響を与えるのは難しい。とはいえ、だからといって中国との関係を重視すると、その拡大傾向を助長し、日本を中心とする大陸沿岸諸島がアメリカのアジア関与の拠点として機能しなくなってしまう、というジレンマである。<sup>(3)</sup>

中国重視か、日本重視かという問題にグリーンの研究ほど注目するものは少ないとはいえ、その問題にアメリカが古くから悩まされてきたと指摘する文献は他にもある。たとえば、日米関係史に関するある定評のある教科書には、『日本か中国か』というアメリカの東アジア政策における「ジレンマ」は、ペリー (Matthew C. Perry) 率いる黒船艦隊を日本に派遣した時からすでに存在したと記されている。<sup>(4)</sup>

本稿は、こうした議論を参考に、アメリカの対中政策との関係から日米安全保障条約の締結の問題を考察するものである。旧安保であれ、新安保であれ、その締結の背後には中国ではなく日本を重視するというアメリカの選択があった。しかしアメリカ外交史の分野において、安保条約の締結は主として対ソ冷戦戦略との関係で論じられてきた。この点については、グリーンの本も同様の内容になっている。<sup>(5)</sup> 本稿はもとより対ソ政策の重要性を否定するものではない。そのことを前提としつつ、アメリカがいつ、どのようにして中国重視か、日本重視かという問題に

答えを出し、現在まで続く日本との同盟関係の構築につなげたのかを明らかにするものである。

なお、筆者は二〇一九年に出版した『米国と戦後東アジア秩序——中国大国化構想の挫折』（有斐閣）において、四八年制定の米国対外援助法と五四年調印の米華相互防衛条約によって、第二次世界大戦期以来のアメリカの中国重視路線が挫折に終わり、日本重視路線が形成、確立したと論じた。しかし、そうしたアメリカのアジア政策の展開と日米安全保障条約との関係については論じることができなかった。本稿は、その点を拙著の内容を簡単にざりつつ補うものとなる。以下、第一章で第二次世界大戦期に取られたアメリカの中国重視路線をローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt）大統領の戦後構想を中心に振り返り、そのあと第二章で一九四八年対外援助法と旧安保との関係、第三章で米華相互防衛条約と新安保との関係について考える。第三章では、米華相互防衛条約の問題を考察するに当たり重要な五〇年六月の台湾海峡介入の問題を、一九四八年対外援助法のもと形成された日本重視路線との関係から検討する作業も行う。

## 第一章 第二次世界大戦期の中国重視路線

アメリカが日本軍による真珠湾攻撃を受け、第二次世界大戦に参戦してから半年が経った一九四二年五月、ローズヴェルト大統領はワシントンを訪れていたソ連外相・モロトフ（Vyacheslav M. Molotov）に対して次のように述べた。

世界の警察官としての役割を果たすことが四つの主要な連合国の義務だと考える。

ローズヴェルトの言う「四つの主要な連合国」とはアメリカとイギリス、ソ連、そして中国のことである。<sup>(6)</sup>

よく知られるとおり、これら四カ国を「世界の警察官」と位置づけるローズヴェルトの戦後構想は国際連盟に対する幻滅を背景にしたものだった。国際連盟は一九三〇年代に相次いだ国際政治上の危機にうまく対処できず、大戦の勃発を防ぐことができなかった。そのことに対するローズヴェルトの幻滅は大きく、戦争初期には国際連盟に類する世界大の国際機構を新設することに対して否定的な姿勢を取るほどだった。四二年五月のモロトフとの会談でローズヴェルトは、国際連盟のような「組織はあまりに多くの国家が参加することになるため実際的ではない」と述べている。<sup>(7)</sup>

このような見方に立つローズヴェルトの「世界の警察官」構想が、大国の団結を重視するものであったことは言うまでもない。だが、同時にそれは大国の地域的役割に重きを置くものだった。具体的には、ヨーロッパはイギリスとソ連、西半球はアメリカ、東アジアはアメリカと中国が担当することになっていた。<sup>(8)</sup> しかもローズヴェルト政権で国務長官を務めたハル (Cordell Hull) の回想によれば、それら地域にはそれぞれ地域的な問題に対処する国際機構が設立されることになっていた。<sup>(9)</sup>

このようにローズヴェルトが戦後世界の管理の問題で地域主義的なアプローチを重視した背景には、三〇年代西半球政策の成功の経験があった。三〇年代のローズヴェルト政権の西半球政策は善隣政策 (Good Neighbor Policy) と呼ばれる。それは主権尊重と内政不干涉を基本理念に、干渉権の主張と軍事介入で特徴付けられる二〇世紀初頭以降の西半球政策を大きく改めようとするものだった。

そもそもアメリカが西半球諸国に対して干渉権を主張し軍事介入を繰り返したのは、民主的で親米的な政権を守ったり、打ち立てたりすることで、アメリカの安全保障上重要なその地域に域外勢力が入ってこないようにするた

めだった。また、アメリカの経済上の利権を守るためでもあった。だが、度重なるアメリカの軍事介入は米州諸国の中に反米機運を醸成し、一九二六年にアメリカが介入したニカラグアなどでは強い抵抗運動も起きていた。

そうした状態に懸念を抱き、ローズヴェルトの支持の下、善隣政策の立案や実施に当たったのはウェールズ (Sumner Welles) 國務次官補 (一九三七年からは國務次官) だった。西半球をアメリカが「世界で最も偉大な国家の一つ」として存続していくためのいわば「土台」として捉えていたウェールズは、ローズヴェルト政権随一のラテンアメリカ専門家として、干渉権の問題に取り組むだけでなく、共同防衛体制や自由貿易体制の構築に努めた。その結果、一九四四年一〇月のある演説でウェールズが述べたところによると、これまで世界に存在した地域システムの中で「最も高度で最も実用的」な、「インターアメリカン・システム」と呼ぶべきシステムが西半球に形成されたのである<sup>10)</sup>。

ウェールズの観察では、そのシステムは第二次世界大戦においてうまく作動した。だからこそ、パナマ運河防衛が可能になり、日独に攻勢をかけるのが容易になったとウェールズは戦後に行った演説の中で述べている。

もっとも、ウェールズの言う「インターアメリカン・システム」にカナダは含まれていない。また、アルゼンチンが戦争末期まで枢軸諸国に対して宣戦布告をしないなど、そのシステムを構成していた諸国も戦争努力において一枚岩だったわけではない。とはいえ、ヨーロッパとアジアでは地域秩序が崩壊していたことを考えれば、西半球が「最も高度で最も実用的」な国際システムを持つ地域となっていたことは確かと言えよう。

アメリカの善隣政策のもと一九三〇年代に西半球で地域秩序の構築が進展したことは、同じ時期の国際連盟の機能不全と相まって、ローズヴェルトに地域主義的なアプローチの有効性を強く認識させることになった。言うまでもなく、そのアプローチを支持したローズヴェルトが望んでいたのは、西半球の地域秩序が「世界に対する有益な

模範<sup>11)</sup>」となること、そしてその地域秩序の構築を可能にしたアメリカの善隣政策が他の大国によってやはり模範として採用されることだった。一九四三年にイランのテヘランで行われた米英ソ首脳会談では、ローズヴェルトがスターリン (Joseph V. Stalin) に対して直接、善隣政策を「地域で傑出した力をもつ強国の政策」として勧めてい<sup>12)</sup>る。

だが、ローズヴェルトの地域主義に国務長官のハルは否定的で、国際連盟にかわる強力な普遍的国際機構の創設を目指すべきという立場を取った<sup>13)</sup>。参戦後に行われたいくつかの世論調査は、ハルと同様の意見がアメリカ世論の中で多数であることを示していた<sup>14)</sup>。世論に敏感な連邦議会の上下院は一九四三年、普遍的国際機構の創設とそれへの加盟を求める決議案を賛成多数で可決した<sup>15)</sup>。

こうしたアメリカにおける世論状況と議会の姿勢は、ローズヴェルトが普遍的国際機構の創設に否定的な立場を取り続けることを難しくした。テヘラン会談でローズヴェルトは、ハル主導で行われた国務省での研究を下敷き<sup>16)</sup>に、三つの機関から成る普遍的な国際機構の構想を示した。三つの機関のうち一つは、すべての加盟国で構成される総会である。二つ目は、米英ソ中と六つの国家 (ヨーロッパから二カ国、南アメリカ、中東、極東、イギリス自治領からそれぞれ一カ国) からなる機関で、農業や食糧、衛生など軍事以外のすべての問題を扱うことになっていた。三つ目の機関は米英ソ中によって構成される。それは、軍事の問題を扱い、平和に対するいかなる脅威にも即座に対処することのできる権限を有することになっていた<sup>16)</sup>。

ここに明らかのように、ローズヴェルトの「世界の警察官」構想は普遍的な国際機構の一つの機関という形で実現されることになった。それにより、制度的には四大国 (のちにフランスが加えられ五大国) が世界の問題に共同で責任を負うことになったのである。とはいえ、ローズヴェルトが地域主義的な考えを完全に捨てたわけではない。

そのことは、テヘラン会談において、普遍的国際機構の構想を披瀝しながら、平和に対する脅威がヨーロッパで生じた場合、アメリカが行うことは空軍と海軍の派遣のみにとどめたいという意向を示していることに明らかである。<sup>(17)</sup> ローズヴェルトの考えでは、ヨーロッパで陸軍を派遣し、問題の処理に主として当たるべきはあくまでもイギリスとソ連だった。

歴史家キンボール (Warren F. Kimball) は、「ローズヴェルトの戦後構想を理解するに当たりきわめて重要なこととは、彼がそれぞれの警察官の地域的役割に常に重きを置いていたということだ」と指摘する。<sup>(18)</sup> キンボールは、中国を世界の警察官にするというローズヴェルトの構想はほとんど検討の対象としていない。だが、キンボールの指摘はその構想についても当てはまる。実際、ローズヴェルトは中国が「大国」として主に次のような地域的役割を担うことを期待していた。

- ・ 日本に対する警察官としての役割
- ・ 朝鮮半島とインドシナにおける信託統治施政国としての役割
- ・ 極東方面におけるソ連の野心を阻む障壁としての役割
- ・ 日本にかわるアジアの工業国としての役割

アジアの「大国」中国は、善隣の精神のもと、これらの役割を果たすことで、アメリカが西半球で目指したのと同様の安定的で開放的な東アジア秩序の構築に貢献することになっていたのである。

ただ先述したように、ローズヴェルトの構想において、戦後アジアの管理にはアメリカも関与することになっていた。しかも、当時の中国が国民党と共産党の間に分裂し、国家統一すら果たせていなかったことを背景に、少なくとも当面はアメリカがアジア管理の主たる担い手となることになっていた。そのことは、ローズヴェルトにとつ

て中国がパートナーはパートナーでも、ジュニア・パートナーであったことを意味している。

ローズヴェルトのそうした戦後構想をよく反映しているのが、統合参謀本部作成の戦後基地計画（JCS五七〇／二）である。一九四四年一月にローズヴェルトが承認を与えたその計画によると、アメリカは西半球から太平洋、そして東アジアに及ぶ広い地域に使用権を持つ多数の軍事基地を配置することになっていた。<sup>(19)</sup>

計画の実現のため、他国との交渉の実務に当たったのはバーリ（Adolf A. Berle）国務次官補だった。バーリはその基地計画について日記に次のように記している。

これは壮大な計画だ。ある意味、この計画は「アメリカ帝国」（American Empire）とも呼べるものの境界を定めることになる。<sup>(20)</sup>

## 第二章 一九四八年対外援助法の成立——日米安保の起源

中国がジュニア・パートナーとしてであれ、アジアの「大国」としての責任を果たすには、国家の統一が欠かせなかった。ローズヴェルトは、蒋介石を中国の指導者として支持しつつ、国民党と共産党の間の調停を行うことで統一を実現しようとした。

国共調停を成功させ、蒋介石中心の統一を実現するには、ソ連が中国共産党支援へと動くことを阻止する必要がある。一九四五年二月、ローズヴェルトはヤルタ会談でスターリンから蒋介石支持の約束を取り付けた。

その二カ月後、ローズヴェルトが急死し、副大統領のトルーマン（Harry S. Truman）が大統領となる。トルーマン政権も、ローズヴェルトの中国に関する戦後構想を引き継ぎ、その統一を目指した。一九四五年一二月には、

国共調停の任を果たせず辞任したハーレー (Patrick J. Hurley) 駐華大使にかわって、第二次世界大戦の英雄マーシャル (George C. Marshall) を中国に派遣する。

だが、マーシャルの努力もむなしく、中国は一九四六年夏に本格的な内戦状態へと陥った。結局、マーシャルも国共調停を果たせず、一九四七年一月に帰国し、国務長官に就任する。

マーシャル調停失敗後、ワシントンでは、蒋介石を強力に支持し、共産党の打倒を目指すべきという主張が軍部を中心に唱えられた。一九四七年四月、陸軍省は国務・陸・海軍三省調整委員会において、三億三六〇万ドルの軍事援助を蒋介石に支給し、「中国共産主義者を「内戦の主戦場となっていた」満州と中国東部から排除する」(「」内は高橋。以下、同じ) という案を示している。<sup>(21)</sup> 六月には統合参謀本部が、やはり中国共産党の打倒を可能にする蒋介石向け軍事援助の支給を訴える文書 (SWNCC 八三/二二) を三省調整委員会に提出した。<sup>(22)</sup>

その統合参謀本部の文書によれば、中国共産党が「現在満州と華北で有利な立場にあるのはかなりのところ」、対日戦が終わる直前、満州に進攻し、そこを占領下に置いたソ連から援助を受けることができたためだった。中国共産党とソ連が密接なつながりを持つことは明らかであり、中国共産党はソ連の「手先」として見なければならぬ。

続けて統合参謀本部の文書が言うには、中国はアメリカの「支援とこだわり」によって「大国の一つとみなされ、「国連安保理の常任理事国として」米英ソ仏とともに国際社会の平和と安全の維持に主要な責任を負っている」。しかし、「中国における現在の状態、とくに中国政府に対する共産主義者の武力抵抗が続けば、「中国は」混乱状態へと陥り、国際連合に対するいかなる軍事的な義務も責任も果たすことができなくなるだろう」。また、蒋介石政権が共産党軍によって倒されるといふ事態が生じたときには、「アメリカに友好的な中国政府が安全保障理事会か

らいなくなり、ソ連の支配下にある政府にとつてかわられることになる」。もしソ連が中国の支配に成功すれば、その野心は必ず朝鮮半島やインドシナ、マレーシア、インドに向けられることになる。ソ連による中国支配が完成した段階で、モスクワの野心に抵抗するのは難しく、その段階に至れば「アジアにおけるソ連の覇権を受け入れる準備をしなければならなくなる」。このように統合参謀本部はSWNCC八三/二二において中国の重要性を指摘し、中国共産党の打倒を訴えたのだった。

だが、中国評価において軍部が一枚岩だったわけではないようである。統合参謀本部が五月に三省調整委員会に提出した文書（SWNCC三六〇/一）では、中国の戦略的価値が次のように評価されていた。

中国の保有する最も大きな軍事的資産は人的資源である。しかし、中国はこの人的資源を武装させるのに必要な産業をもっていない。また、この人的資源を戦闘状態に置き続けるのに十分な食糧を生産することもできない。ゆえに、われわれのイデオロギー上の敵「ソ連」との戦争となった場合、われわれがこの国「アメリカ」で作った食糧と装備を大量に提供してはじめて中国は価値ある同盟国となるだろう。最終的に、われわれの戦争努力にとって大きな助けとなるかどうかはきわめて疑わしい。<sup>(23)</sup>

注目すべきことに、SWNCC三六〇/一は第二次世界大戦終了以来、アメリカを中心とする連合国軍の占領下にあった日本について次のような評価を示している。

日本は敗戦国であり、日本に援助を支給するという考えはおそらく多くのアメリカ国民に不快な思いをさせることになろう。しかし日本は自力で、太平洋方面においてアメリカのパワーに挑戦しうるほど強力になった国家である。日本は依然として潜

在的に強力な国家であり、軍事的に無力な状態を永續させることはできない国家である。またアメリカとその同盟国がヨーロッパ方面において大規模な攻撃を行っている間、極東方面においてイデオロギー上の敵の大軍隊を抑止することのできる唯一の国家なのである。<sup>(24)</sup>

この文書が作られた五ヵ月後（一九四七年一〇月）には、日本占領に直接の責任を持つ陸軍省が、「日本の経済復興」というタイトルのついた文書（SWNCC三八四）を三省調整委員会に提出し、占領政策の力点を非軍事化から経済復興に移すべきと訴えた。<sup>(25)</sup> 同じ時期、陸軍省では日本の経済復興を推進するため、飢餓や疾病の蔓延防止を目的に支給されていた援助（ガリオア援助）に加え、工業生産の拡大を可能にする援助（エロア援助）を支給する計画の作成も行われた。

中国と日本の評価についてやや混乱が見られた軍部とは対照的に、マーシャル率いる国務省では中国の戦略的価値を低く捉え、日本のそれを高く見る見方が支配的だった。よく知られるように、当時国務省で政策企画室長を務めていたソ連専門の外交官、ケナン（George F. Kennan）は中国を強大な工業国ではなく、そうなる見通しもない国と見る一方で、日本については「極東における唯一の、潜在的な軍事・産業の大基地」と評価していた。<sup>(26)</sup> 同様の評価から、一九四七年五月にはアチソン（Dean G. Acheson）国務次官が、ドイツと日本を世界の「二つの大きな工場」と表現し、ヨーロッパとアジアの復興のため、両国の復興を推進することの重要性を訴える演説を行っている。<sup>(27)</sup>

ちなみに、もともとアチソンは中国をアジアの「大国」と位置づけるローズヴェルトの戦後構想の支持者で、日本に対するその姿勢には天皇制の廃止を訴えるほど厳しいものがあつた。だが、天皇制廃止という考えは戦後すぐ

に捨てたようである<sup>(28)</sup>。また、中国に対する評価も戦後の混乱を見る中で改めた。マーシャルの後を継ぎ國務長官に就任した翌月の一九四九年二月には、中国は「無知と無気力」が支配する前近代的な国である、したがってたとえ中国共産党が内戦に勝利し、ソ連が中国を支配することになっても「中国は攻撃のための跳躍台とはならない」、むしろ跳躍のための足をとる「沼地」となるう、とある会合で述べている<sup>(29)</sup>。

これらケナンやアチソンの日中両国の評価に対して、かつて中国へ自ら赴き、その統一実現のため尽力したマーシャルも異を唱えようとはしなかった。マーシャル調停に関するカーツェフェラン (Daniel Kurtz-Phelan) の研究によれば、マーシャルは国共調停の経験を通して、アメリカの力の限界を強く認識し、その限界に見合った政策を取ることを大切さを学んだ<sup>(30)</sup>。この教訓と厳しさを増す冷戦との関係から、アメリカが最重視すべきは西ヨーロッパで、アジア方面で重視すべきは日本というのがマーシャルの考えだった。中国に対しては内戦への深入りを避けるため、援助を経済援助だけに限ることを望んだ。そうしたマーシャルの意向を受け、國務省では国際収支の赤字分を埋め合わせ、経済再建へとつなげるための中国向け経済援助計画の作成が行われることになる。

その計画は、陸軍省作成の日本経済復興計画とともに、一九四八年対外援助法（四月に授權法、六月に歳出法）によって実現した<sup>(31)</sup>。注目すべきことに、その法律に軍部が主張していた蒋介石に対する軍事援助は盛り込まれなかった。たしかに、議会議決の過程では蒋介石を熱烈に支持する議員やチャイナ・ロビーから、中国の重要性を強調し、軍事援助の必要性を訴える意見が多数出された。下院はそうした声を受け、ギリシア・トルコ向け軍事援助とともに中国向け軍事援助を規定する授權法案を可決する。だが、それは上院によって否定され、最終的には経済援助とは別に贈与として資金を蒋介石に支給することになった。言うまでもなく、贈与とはいえ、それは事実上の軍事援助を意味した。だが、上院外交委員会レポートにあるように、その使途は「中国政府自身の選択と責任」のも

と決定されることになっていった。<sup>(32)</sup> そのことは中国の価値を低く評価し、内戦への深入りを嫌う國務省の方針が議会によって支持されたことを意味した。

なお、マーシャルをはじめ國務省が日本重視の路線を推しながらも、蔣介石を完全には見捨てず、経済援助を支給するという方針を取った背景には、アメリカの威信や信頼性の低下をもたらしかねない中国大陸全土の共産化を防ぐというねらいがあった。国共の和解が望めない中で、中国大陸全土の共産化を防ぐということは、中国大陸が国共の二大勢力に分裂している状態を維持することに他ならない。蔣介石を中心とした統一中国の実現が絶望的となる中、アメリカではその分裂状態に利益が見出されるようになっていたのである。

もともと、四八年対外援助法制定後の中国情勢の展開は、アメリカが中国大陸の分裂状態の維持に失敗したこと示している。この点、グリーンは冒頭で紹介した本の中で、トルーマン政権が数千人の軍事顧問と数億ドル相当の軍事物資という限定的な軍事援助さえ蔣介石に支給していれば、国共内戦を膠着状態に陥らせ、中国大陸全土の共産化を防ぐことができたであろう、その結果、アメリカは朝鮮戦争もベトナム戦争も戦わなくて済んだはずだと述べている。<sup>(33)</sup> 中国大陸全土の共産化阻止を目標に限定的な軍事援助を支給するという案は、経済援助のみを支給するという案とともに國務省内で検討された。だが目標を限定し、援助の規模を抑えたところで、ひとたび軍事物資を支給すれば、中国内戦の展開に責任を負うことになり、大規模介入を余儀なくされることになりかねない。そうした懸念から、國務省は中国向け援助を経済援助に限ることしたのである。ただし、國務省にはアメリカの経済援助で浮いた資金によって蔣介石は武器を購入することができるという計算があった。<sup>(34)</sup> 加えて、アメリカ本土やマリアナ諸島、ハワイに保管されていた弾薬など軍事余剰物資を「非常に安い値段で」蔣介石に売り渡すという計画もあった。<sup>(35)</sup> 國務省が蔣介石に対する軍事的支援の必要性に無頓着だったわけではないのである。

中国に対する関与を限定的なものにとどめ、日本の経済復興を推進する方針を定めた一九四八年対外援助法の制定は、中国重視から日本重視への転換を画すものであり、旧安保条約（一九五一年調印、翌年発効）の一つの起源と見ることができるとは、四八年の段階では共産主義勢力の脅威を軍事的なものというより、政治経済的なものと捉える見方が強く、日本との軍事的な協力の形態についてトルーマン政権に具体的な考えがあったわけではない。しかし、そのことをもって一九四八年対外援助法と旧安保条約との関係を否定することはできないだろう。一九四八年対外援助法で中国重視路線が破棄されず、非軍事化に重きを置く対日占領政策が継続して取られていたならば、日米安保などありえなかったはずだからである。

旧安保条約成立との関係で一九四八年の対日占領政策の転換が重要な意味を持つことは、これまでの研究でも指摘されてきたことではある。だが、既存の研究で注目されてきたのは一〇月に大統領承認を受けた国家安全保障会議文書NSC一三／二であって、一九四八年対外援助法ではない。

NSC一三／二は、「経済復興を今後のアメリカの日本における主要な目標」にすると定めるものだった。<sup>(36)</sup>しかし、その文書が大統領承認を受けたときにはすでに、一九四八年対外援助法のもと、日本の経済復興を目指す政策が開始されていた。NSC一三／二の右の規定はあらかたそのことを確認するものだったと言える。

しかも対中政策との関係を考えると、やはり重視すべきはNSC一三／二というより、一九四八年対外援助法となる。アメリカはまさにその法律によって、中国から日本に東アジア政策の重点を移行させ、日本を将来のジュニア・パートナーとしてその強化を目指す政策を開始したのである。そのことの日米安保史上の意義は大きい。

### 第三章 米華相互防衛条約の締結——安保改定への一里塚

一九四八年対外援助法によって日本重視の方針が採られたことは、日米安保の文脈においてのみならず、蒋介石が中国共産党軍に追われ、逃げ込んだ台湾の防衛の問題を考えるに当たっても重要な意味を持つ。というのも、まさにその日本重視の方針を背景に、一九五〇年六月、第七艦隊が台湾海峡に派遣され、アメリカによる台湾防衛が開始されることになったためである。

台湾は日本と東南アジアを結ぶ航路を扼する位置にある。台湾が敵対勢力の手に渡れば、その航路が脅かされかねない。たしかに、そういう事態になっても、東南アジアが日本にとって重要でない地域であったならば問題はない。だが、東南アジアは一九四九年に中国大陸が共産化したのち、経済復興を目指す日本の主要な輸出入市場としてアメリカが見ていた地域だった。一九五〇年一月一〇日のアチソン國務長官の議会証言はそうした見方をよく反映していると言える。その日、アチソンは上院外交委員会の公聴会に出席し、「われわれのアジアにおける関心の真の対象」は中国の周辺、すなわち日本から東南アジアを経てインドに至る「三日月地帯、もしくは半円地帯」であると述べた。<sup>(37)</sup>

だが不思議なことに、アチソンはこの二日後に行ったナシヨナル・プレス・クラブ演説で、防衛線をアリユーション列島からフィリピンへと伸びるものと規定しながら、その中に台湾を含めなかった。<sup>(38)</sup>その理由として、先行研究はほぼ一致して中ソ離間に対するアチソンの強い関心を指摘する。すなわち、アメリカが台湾防衛に乗り出せば、共産中国とソ連の間の結びつきを強固なものにしてしまうという懸念から、アチソンは台湾を防衛線から外したというのである。

しかし、アチソンにとって中国をソ連陣営から引き離すことにどのような意味があったのだろうか。前章に記したように、アチソンは中国を跳躍のための足をとる「沼地」だと見ていた。この見方からすれば、中国がソ連陣営から離れるより、むしろソ連陣営の中にある方が望ましいということになるはずである。

ただ、共産中国の台湾支配の可能性を考えると、中ソの結びつきにはたしかに問題があった。それがソ連の台湾進出をもたらしかねなかったからである。

実は、中国共産党には見るべき海空軍力がなかったために、中国共産党の台湾支配そのものに大きな問題があったわけではない。アメリカが懸念していたのは、その支配を通してソ連が台湾に基地を獲得することだった<sup>(39)</sup>。

とはいえ、言うまでもなく、ソ連の台湾進出の可能性を封じる最も確実な方法は、中国共産党による台湾支配そのものを防ぐことだった。一九四九年七月、日本重視路線との関係から台湾の重要性をよく理解していたケナンは、中国共産党の台湾支配を防ぐための手段として台湾の占領をアチソンに提言した<sup>(40)</sup>。

ケナンが台湾海峡に対する海軍の派遣ではなく台湾の占領を訴えたのは、中国共産党に見るべき海空軍力がなかったこともあって、台湾に対するその脅威をもっぱら政治的なものと捉えていたからだだった。すなわち、大陸でも見られた中華民国政府（以下、国府と略）の悪政によって、台湾が共産主義者の浸透工作に脆弱になっているというわけである。もちろん、この問題を解決する方法としては占領以外に、国府の統治の改善を促すという方法もあったはずである。だが、国府の統治能力に対する信頼をケナンはほとんど持ち合わせておらず、かつその向上を待つほど時間的余裕はないというのがケナンの考えだった<sup>(41)</sup>。

こうした見方を共有していたアチソンは、八月初旬、台湾占領というケナンの提言を統合参謀本部に示し、その検討を依頼した<sup>(42)</sup>。約半月後に示された統合参謀本部の検討結果は、第二次世界大戦の終了を受け、大幅な軍事予算

の縮小と急速な動員解除が求められる中、台湾の占領を行うのは不可能というものだった。<sup>(43)</sup>

台湾の占領ができず、国府の統治の改善もほとんど見込めない中、ソ連の台湾進出を防ぐには中ソ離間を追求するしかない。それが、ナシヨナル・プレス・クラブ演説で台湾を防衛線から外したアチソンの判断だったのではないだろうか。つまり、先行研究が指摘してきたような中ソ離間そのものに対する強い関心をアチソンが持っていたわけではない。アチソンの関心は台湾、そして日本にあった。そのアチソンにとって、中ソ離間はソ連の台湾進出を防ぎ、日本にとって重要な航路の安全を図るための手段だったということである。

しかし、ナシヨナル・プレス・クラブ演説の翌月（一九五〇年二月）、中ソ同盟が成立する。少なくとも短期的には中ソの離間に期待を持っていないことが明らかになったのである。

中ソ同盟成立後、ソ連は中国共産党に対して大規模な軍事援助の支給を開始した。それによって中国共産党が急速に台湾進行能力を獲得していったことで、ワシントンでは台湾に対する中国共産党の脅威を政治的なものというより軍事的なものとして見る見方が広がっていった。<sup>(44)</sup> この脅威認識の変化に、一九五〇年六月の朝鮮戦争勃発の衝撃が加わり、第七艦隊の台湾海峡派遣が行われることになったのである。

アメリカが北朝鮮軍の南進を「日本の安全に大きな重要性をもつ地域」に対する侵攻と受け止め、<sup>(45)</sup> 朝鮮戦争への介入を決断したことはよく知られる。それと同じく、台湾海峡介入の背景にも日本に対する関心があった。つまり、朝鮮戦争に対する介入も、台湾海峡に対する介入も、一九四八年対外援助法以来の日本重視路線のものと行われたものだったのである。

しかし、一九五〇年秋の朝鮮半島における中国義勇軍との軍事衝突によって生まれた共産中国に対する激しい敵意は、五〇年代半ばのインドシナ危機によってさらに増幅され、一九四八年対外援助法のもとで否定されたはずの

中国共産党打倒論を台頭させる。それは、国府の大陸奪還を支持する議論であり、中国のパートナー化を再び目指す議論と言えるものだった。

そうした議論を否定し、アメリカの東アジア政策における日本重視路線を確立したのが、一九五四年一二月に調印された米華相互防衛条約である。アメリカはその条約で、五〇年六月の台湾海峡介入以来の台湾防衛に対するコミットメントを国府との合意に基づく正式なものへと引き上げた。だが同時に、大陸に軍事攻撃を行うときにはアメリカの同意を得なければならないという条件を国府側に呑ませたのである。

そうした内容の条約締結へとアメリカを突き動かしたのは、一九五四年九月に始まった第一次台湾海峡危機だった。アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 政権の二年目に起きたその危機は、大統領に共産中国との軍事衝突の危険性を強く認識させるものとなった。それにより、軍部を中心に唱えられていた中国共産党打倒論が否定されることになったのである。

その結果締結された米華相互防衛条約で、いわゆる「事実上の二つの中国」政策が形成されたというのは先行研究で言われてきたとおりである。<sup>46)</sup>すなわち、台湾の国府を中国の唯一の正当政府と承認しながらも、中華人民共和国と中華民国という二つの中国が併存する状態を固定化するという方針が米華相互防衛条約で定まったのである。しかし、米華相互防衛条約の意義はそれだけにとどまるものではない。一九四八年対外援助法以来の日本重視路線をより確かなものにしたという点でもその条約は重要な意義を持つのである。

米華相互防衛条約で中国共産党打倒論が否定され、日本重視路線が確立したことは、政治経済競争に重きを置いた冷戦を、日本をジュニア・パートナーに東アジアで戦うことを意味した。そのことは日本の再軍備の必要性を低め、逆に日本の政治経済的安定を図ることの重要性を高めた。その結果、安保改定の一つの前提条件となる日本の

軽軍備路線、通称、吉田路線がアメリカによって受容されることになる。

よく知られるように、アメリカは五〇年六月の朝鮮戦争勃発をきっかけに、経済復興優先という方針を取る日本に対して再軍備圧力をかけるようになっていた。戦争最中に締結された旧安保条約にはそうしたアメリカの方針を反映し、日本が「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負う」ことに対する「期待」が記された。

この期待は、中国共産党に対する敵意が募る中、とりわけ軍部において高まっていった。統合参謀本部は、一九五四年四月に作成した文書で、「共産中国の攻撃的姿勢と拡大する軍事力は極東の非共産国家にとって最大でかつ差し迫った脅威である」という認識を示したうえで、「日本が自国の防衛を担い、将来的には極東の集団防衛に貢献できるよう、その軍事力の漸進的発達を支援するべき」と主張している<sup>(47)</sup>。この日本の再軍備に関する文章は、「戦争の危険を冒してでも、アジアにおける共産中国のパワーを弱める」と規定した八月作成のNSC五四二九／二にそのまま取り入れられた<sup>(48)</sup>。その二ヵ月後には、極東の同盟国や友好国の軍事的必要性の調査に当たっていたヴァンフリート (James A. Van Fleet) 将軍から、中国を「共産圏より引き抜き、共産勢力に対して巻き返しに出るプロセスを本格的に開始する機会」に備え、「日本の防衛力の整備を急ぐ」べきと主張する報告書が大統領に提出された<sup>(49)</sup>。

朝鮮戦争とインドシナ危機を通して軍部が共産中国に対する姿勢を硬化させ、日本の再軍備に対する期待を高めつつあったのとは逆に、国務省は共産中国に対する敵対姿勢を緩和させ、日本に対する再軍備圧力を緩めるべきという立場を取るようになっていく。その背景にはまず、共産中国が朝鮮戦争とインドシナ危機を乗り切り、国際的威信を高める中、イギリス連邦加盟国を中心に、その国連加盟を認めるべきという声が強まっていたという国際世論

上の問題があった。<sup>(50)</sup> 共産中国に対する姿勢を緩和させるのであれば、日本の再軍備の必要性はそれほど高くない。しかも、一九五四年三月に起きた第五福竜丸事件などを通して日本の世論の中で中立主義が高まっていたことを考えれば、再軍備圧力を緩めるのが得策と見られた。

こうした認識をよく示しているのが、一九五四年九月にアリソン (John M. Allison) 駐日大使がダレスに送ったメモである。<sup>(51)</sup> その中で、アリソンは「日本の中立主義が持つ力を過小評価すべきではない」と述べた上で、次のような問いを投げかけた。

経済的、政治的でないかなるコストを払っても軍事力の急速な蓄積をしなければならないほど、近い将来におけるソ連、もしくは中国共産主義者との戦争を予想しているのか。

予想しているのであれば、それを前提に行動する必要があるとアリソンは言う。だが、そうではなく冷戦が長期間続くと考えるのであれば、

われわれの努力は非共産主義世界との長期的な関係の発展に対して向けられなければならない。

ワシントンでは、やはり統合参謀本部が、アリソンが指摘したソ連との戦争の可能性を警戒し、その打倒を目指す路線も排除すべきではないという立場を取っていた。だが、一九五三年三月のスターリンの死後、モスクワが「平和共存」路線を強める中、アイゼンハワー政権も「共存」路線を採用し、人的・文化的交流を通じてソ連体制

の長期的変容を促す方針を取るようになる<sup>(52)</sup>。加えて、共産中国との関係でも米華相互防衛条約によって打倒路線を排除した結果、まさにアリソンが述べた日本との「長期的な関係の発展」を図る政策が決定されることになるのである。一九五五年四月に策定された対日政策に関する国家安全保障会議文書NSC五五—一には、日本の再軍備よりその政治的、経済的安定を重視する方針が記された<sup>(53)</sup>。

この決定は、アメリカによって日本の吉田路線が受け入れられたことを意味した。安保改定はその路線を前提に、いくつかの修正のもと、旧安保で形成されたいわゆる「物と人との協力」関係——日本が基地を提供し、アメリカが軍隊を提供して日本の安全を守るという関係——を再確認するものとなる<sup>(54)</sup>。

たしかに、アメリカが安保改定に向けた検討を開始するのは一九五八年からであり、五〇年代半ばの時点で安保改定の決断がなされていたわけではない。だが、五八年の決断の背後に五〇年代半ばに確立した日本重視路線があったのは確実である。それがあつたからこそ、同じく五〇年代半ばにアメリカによって受容された吉田路線を前提とする安保改定が可能になったのである。

このことに加えて、本稿の関心から強調されるべきは五〇年代半ばに日本重視路線が確立し、吉田路線がアメリカによって受容された背景に米華相互防衛条約の存在があつたという点である。一九四八年対外援助法と同じく、米華相互防衛条約が日米安保史の文脈で注目されることは少ない。だが、その条約の締結は安保改定へと至る道程において重要な一里塚とも言える歴史的意義を持つのである。

### おわりに

第二次世界大戦期、ローズヴェルト大統領は、大国の地域的役割に重きを置く戦後構想のもと、戦後アジアの秩

序管理に深く関与することを考えていた。その考えから、ローズヴェルトがジュニア・パートナーとして期待をかけたのが中国だった。だが、中国は戦後内戦状態に陥り、共産化する。そうした中、ローズヴェルトの後継政権は中国にかわるジュニア・パートナーとして日本を選び、一九五一年に旧安保条約を、一九六〇年には新安保条約を結んだ。

ただし、それに至る過程においては中国重視か、日本重視かという悩みが存在した。その悩みをもたらしたのは結局のところ次のような問いだった。すなわち、アジア方面におけるアメリカの安全を維持するには中国大陸の共産勢力を打倒し、親米勢力を打ち立てる必要があるかという問いである。軍部にはそれに対して肯定的に答える意見が強く存在した。一方、国務省は否定的で、アチソンの防衛線や「三日月地帯」の主張に代表されるように、大陸より大陸周辺の島嶼部を重視する立場を取った。この軍部と国務省の間の対立は大陸重視派と海洋重視派の間の対立と言えるものであり、この点において中国重視か日本重視かという悩みをもたらすものとしてグリーンが指摘したジレンマと通じる。本稿が注目した一九四八年対外援助法と米華相互防衛条約ともに中国共産党打倒論を否定するものであり、国務省の立場を支持するものだった。一九四八年対外援助法を取り上げた本稿第二章では、先行研究で注目されてきたNSC一三〇二との関係にも触れつつ、その法律に旧安保条約の一つの起源を見出した。第三章では、米華相互防衛条約によって日本重視路線が確立し、吉田路線のアメリカによる受容がもたらされたことを指摘し、同条約の締結を安保改定への一里塚として見る見方を提示した。

中国重視か日本重視かというアメリカの悩みに関するグリーン<sup>1)</sup>の指摘を待つまでもなく、中国と日本が隣り合う東アジアの大国であることを考えれば、両国に対するアメリカの政策の間に関連性があること自体は当然と言える。しかし、アメリカの対中政策と対日政策が具体的にどのように関係してきたかを確認することには一定の意味があ

ろう。中国が台頭し、アメリカの東アジア政策の重要性が増す今日、その作業の必要性は高まっているようにも思われる。

そうした認識から指摘したいのが、対中政策と対日政策が交錯する場としての台湾という視点である。アメリカの台湾防衛策が対中政策と密接な関係にあることは言うまでもない。しかし、アメリカの台湾海峡介入と米華相互防衛条約の問題を扱った本稿第三章の内容に明らかのように、アメリカの台湾防衛策は対日政策とも密接な関係を持つ。そのため、アメリカの台湾防衛コミットメントの中に対中政策と対日政策の連関を見ることができるのである。<sup>(55)</sup>

本稿では第一次台湾海峡危機までを考察の対象としたが、アメリカの対中政策が安保改定に及ぼした影響をより深く理解するには、一九五八年に起きた第二次台湾海峡危機にも注目する必要があるかもしれない。<sup>(56)</sup>ただ少なくとも言えることは、第二次台湾海峡危機によって非承認の姿勢を取りつつも、打倒路線を否定するアメリカの共産中国に対する方針が変更されたわけではないということである。むしろ、危機直後、武力の行使は「大陸の人民の自由を回復する……主要な手段」ではないと蒋介石に宣言させるなど、打倒路線を否定するアメリカの方針は第二次台湾海峡危機を通してより強固なものになったとさえ言える。そのことがアメリカの日本重視路線と日本の吉田路線を前提とする安保改定に有利に働いた可能性はあるかもしれない。

(一) Michael J. Green, *By More Than Providence: Grand Strategy and American Power in the Asia Pacific since 1783* (Columbia University Press, 2017), 5. 本稿は、二〇二〇年一二月六日の国際安全保障学会年次大会における発表を下敷きにしている。発表の機会を与えてくださった千々和泰明先生、討論者として貴重なコメント・質問をしてくださった松田康博先生と楠綾子先生にお礼申し上げます。

- (2) Green, *By More Than Providence*, 7-8.
- (3) *Ibid.*, 7.
- (4) 五百旗頭真編『日米関係史』(有斐閣、二〇〇八年)六頁。
- (5) Green, *By More Than Providence*, chap. 7.
- (6) Memorandum of Conversation, May 29, 1942, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUSと記す): 1942, Vol. 3 (GPO, 1961), 568-569.
- (7) *Ibid.*, 568.
- (8) The President's Conversation at Luncheon with G. G. T. and S. I. R., November 13, 1942, Folder: United Nations, 1942-January 1945, Box: 168, President's Secretary's File, Franklin D. Roosevelt Papers, Franklin D. Roosevelt Library, Hyde Park, NY; William D. Hassett, *Off the Record with F. D. R., 1942-1945* (Greenwood Press, 1980), 166.
- (9) Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, Vol. 2 (Macmillan, 1948), chap. 117.
- (10) 西半球秩序に関するウェールズの考え方や主張については、拙稿「サムナー・ウェールズと西半球秩序——『土台』構築の試み」『国際政治』二〇二二(二〇二二年三月)を参照。
- (11) F. D. Roosevelt, Address before the Inter-American Conference for the Maintenance of Peace, Buenos Aires, Argentina, December 1, 1936, in Rosenman, comp., *The People Approve, 1936*, Vol. 5 of *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt* (Russell & Russell, 1966), 605.
- (12) Forrest Davis, "What Really Happened at Teheran," May 13, 1944, *Saturday Evening Post*, 13.
- (13) Hull, *Memoirs*, Vol. 2, 1645.
- (14) Mildred Strunk, *Public Opinion, 1935-1946* (Greenwood Press, 1978), 911.
- (15) 下院は九月に三六〇対二九〇可決、上院は十一月に九六名中八五名の賛成を得て可決した。普遍的国際機構の問題をめぐって議会の動きについては、Robert A. Divine, *Second Chance: The Triumph of Internationalism in America during World War II* (Atheneum, 1971), chap. 4-6を参照。
- (16) Roosevelt-Stalin Meeting, November 29, 1943, FRUS: *The Conferences at Cairo and Tehran, 1943* (GPO, 1961), 530.

- (17) Ibid., 531.
- (18) Warren F. Kimball, "The Sheriffs: FDR's Postwar World," in David B. Woolner, Warren F. Kimball, and David Reynolds, *FDR's World: War, Peace, and Legacies* (Palgrave Macmillan, 2008), 95.
- (19) JCS570/2 "U.S. Requirements for Post-War Air Bases," January 10, 1944, Folder: CCS360 (12-9-42), Sec. 2, Box: 270, Central Decimal File, 1942-45, Records of the U.S. Joint Chiefs of Staff, Record Group (以下「RG」) 218, National Archives (以下「NA」), College Park, MD, Stacie L. Pettyjohn, *U.S. Global Defense Posture, 1783-2011* (RAND Corporation, 2012) の五一頁に「基地の設置場所を地図で示した資料（1945年5月7日）の中の資料」が掲載されており、基地計画の全容が一目でわかるようになる。その資料はインターネット上で閲覧する事ができる。https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/monographs/2012/RAND\_MG1244.pdf (accessed on September 10, 2021).
- (20) Beatrice Bishop Berle and Travis Beal Jacobs, *Navigating the Rapids, 1918-1971* (Harcourt Brace Jovanovich, Inc., 1973), 449.
- (21) SWNCC360 "Policies, Procedures and Costs of Assistance by the United States to Foreign Countries," April 24, 1947, Records of the State-War-Navy Coordinating Committee, microfilm reel no. 30, Records of Interdepartmental and Intradepartmental Committees, RG353, NA; Memorandum by Butterworth to Lovett, January 3, 1948, *FRUS: 1948*, Vol. 8 (GPO, 1973), 446.
- (22) Memorandum by the JCS to the SWNCC (SWNCC83/22), June 9, 1947, *FRUS: 1947*, Vol. 7 (GPO, 1972), 838-848.
- (23) SWNCC360/1, *FRUS: 1947*, Vol. 1 (GPO, 1973), 745.
- (24) Ibid.
- (25) "The Economic Recovery of Japan (SWNCC384)," Folder: CCS386 Japan (9-22-45) Sec. 19, Box 34, Geographic File, 1946-47, Records of the Joint Chiefs of Staff, RG218, NA.
- (26) 下の点については「ジョージ・F・ケナン『ジョージ・F・ケナン回顧録——対ソ外交に生きて』(読売新聞社、一九七三年)上巻(清水俊雄訳)第一六章、下巻(奥畑稔訳)第三章を参照。
- (27) 下の演説は「Joseph M. Jones, *The Fifteen Weeks: An Inside Account of the Genesis of the Marshall Plan* (Harcourt,

Brace & World, 1955)の巻末に収録されている。

- (8) 回顧録の中でアチソンは、天皇制廃止という自らの主張が「完全な間違いであったとすぐに認識するようになった」と型くらす (Dean Acheson, *Present at the Creation: My Years in the State Department*, W. W. Norton, 1969, 112-113)。
- (9) Acheson's Handwritten Notes for Meeting with Republican Congressmen, February 24, 1949, Memoranda of Conversation File, Secretary of State File, Dean G. Acheson Papers, Harry S. Truman Library, Independence, MO.
- (10) Daniel Kurtz-Phelan, *The China Mission: George Marshall's Unfinished War, 1945-1947* (W. W. Norton, 2018), postscript.
- (11) ただし、国務省が計画した援助額がそのまま議会によって認められたわけではない。国務省の計画では、援助額は五億七〇〇〇万ドルとなっていた。しかし、最終的に歳出法で認められた援助額は二億七五〇〇万ドルだった。経済援助額がこれほど大きく削減された一つの理由は、共和党の緊縮財政派が下院歳出委員会で委員長ポストを握るなど、大きな影響力を持っていたことにある。また、援助期間が一五カ月から二二カ月に短縮されたこと、本文中で後述するように実質的な軍事援助を意味する贈与(一億二五〇〇万ドル)が加えられたことにもなる。
- (12) Senate Committee on Foreign Relations, *Aid to China*, 80<sup>th</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> sess., 1948, Rept. 1026 (CIS, n.d.), 9.
- (13) Green, *By More Than Providence*, 260. なお、グリーンの本の書評論文として、拙稿「アメリカのアジア太平洋戦略——Michael J. Green, *By More Than Providence*を読む」『阪大法学』七〇巻三／四号(二〇二〇年十一月)。
- (14) Memorandum Prepared in the Department of State, February 20, 1948, *FRUS: 1948*, Vol. 8, 479-485; Minutes of the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems, February 4, 1948, Folder: NAC Minutes, Box 1, Records of the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems, Records of the Department of the Treasury, RG 56, NA.
- (15) Minutes of the Meeting of the Committee of Two, November 3, 1947, *FRUS: 1947*, Vol. 7, 910; "Index to Statement on Extent to Which Recommendations of the Wedemeyer Report Have Been Carried out," Central Decimal Files, 893.50 Recovery / 4-248, Records of the Department of State, RG 59, NA; Department of State, *United States Relations with China: With Special Reference to the Period 1944-1949* (GPO, 1949), 974-975. なお、アメリカが中国共産党による中国大

- 陸全土の支配の可能性を真剣に考慮し始めるのは、中国共産党が満州全域を支配下に収め、その他の地域においても勢力を著しく拡大させていた一九四八年秋ごろからである。それまでは、たとえ蔣介石政権が崩壊しても、中国はかつてのような軍閥割拠の状態になると見る見方が強かった。この点については、Hsiao-ting Lin, *Accidental State: Chiang Kai-shek, the United States, and the Making of Taiwan* (Harvard University Press, 2016), chap. 3を参照。
- (36) NSC13/2 "Report by the National Security Council on Recommendations with Respect to United States Policy toward Japan," *FRUS: 1948*, Vol. 6 (GPO, 1974), 861.
- (37) Senate Committee on Foreign Relations, *Reviews of the World Situation, 1949-1950: Hearings*, 81<sup>st</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> sess., 1950 (GPO, 1974), 135.
- (38) 大嶽秀夫編・解説『戦後日本防衛問題資料集——非軍事化から再軍備へ』第一巻(三一書房、一九九一年)二四二頁。
- (39) ソ連の台湾進出に対するアメリカの懸念について、ジョン・L・ギャティス／五味俊樹他訳『ロング・ピース——冷戦史の証言』核・緊張・平和』(芦書房、二〇〇二年)第四章を参照。
- (40) PFS53 "United States Policy toward Formosa and the Pescadores," *FRUS: 1949*, Vol. 9 (GPO, 1974), 356-364.
- (41) ケナンが台湾占領を勧告する前月、バターワース(W. Walton Butterworth)極東局長が中国共産党の台湾支配を防ぐ手段として、国連監視のもと住民投票を実施し、台湾の国際的地位を確定するよう案を示している(Memorandum by Butterworth to Rusk, June 9, 1949, *FRUS: 1949*, Vol. 9, 346-350)。だが、この案には台湾当局によって拒否される可能性が高いという問題に加え、実施に移すまでにかかりの時間がかるという問題があった。
- (42) Memorandum by the Department of State to the Executive Secretary of the National Security Council (Souers), August 4, 1949, *ibid.*, 369-371.
- (43) NSC37/7 "The Position of the United States with Respect to Formosa," August 22, 1949, *ibid.*, 376-378.
- (44) のちに実際に採用されることとなる台湾中立化案——台湾海峡に艦隊を派遣し、大陸からの台湾進攻を、台湾からの大陸反攻も許さないという案——がダレス國務省顧問から提案されたのがこの時期である(Memorandum by Dulles, May 18, 1950, *FRUS: 1950*, Vol. 1, GPO, 1977, 314-315)。
- (45) Acheson, *Present at the Creation*, 405.

- (46) 代表的な研究として、Robert Accinelli, *Crisis and Commitment: United States Policy toward Taiwan, 1950-1955* (The University of North Carolina Press, 1996) を挙げることにする。
- (47) Memorandum by the Joint Chiefs of Staff to the Secretary of Defense, April 9, 1954, *FRUS: 1952-54*, Vol. 12 (GPO, 1984), 412-421.
- (48) NSC5429/2 "Review of U.S. Policy in the Far East." *ibid.*, 769-776. NSC 5429/2 は、インドシナ危機後の情勢を踏まえた東アジア政策の再検討作業の中で作成されたものである。その再検討作業は一九五四年二月二日に NSC 五四二九/五 (*Ibid.*, 1063-1072) が大統領承認を受けたことと終了する。NSC 五四二九/五では、二月二日に調印された米華相互防衛条約が中国共産党打倒論が否定されたことを反映し、NSC 五四二九/2 にあった好戦的な規定が削除された。
- (49) Report of the Van Fleet Mission to the Far East, April 26-August 7, 1954, Folder: President's Papers 1954 (8), Box: 2, Presidential Subseries, Special Assistant Series, Office of the Special Assistant for National Security Affairs, White House Office, Eisenhower Library, Abilene, KS.
- (50) 一九五四年八月一八日の国家安全保障会議でダレスは、「この数カ月で、共産中国に対する他の自由主義世界における心象は大きく変化した」という見方を示し、「好むと好まざるとにかかわらず、アメリカの政策はその事実を考慮に入れなければならない」と主張している (Memorandum of Discussion at the 211<sup>th</sup> Meeting of the NSC, August 18, 1954, *FRUS: 1952-54*, Vol. 12, 748-749)。
- (51) Memorandum by the Ambassador in Japan (Allison) to the Secretary of State, September 9, 1954, *FRUS: 1952-54*, Vol. 14 (GPO, 1985), 1717-1720.
- (52) アイゼンハワー政権の対ソ政策については、佐々木卓也『アイゼンハワー政権の封じ込め政策——ソ連の脅威、ミサイル・ギャップ論争と東西交流』(有斐閣、二〇〇八年) を参照。
- (53) NSC5516/1, "U.S. Policy toward Japan," *FRUS: 1955-57*, Vol. 23 (GPO, 1991), 52-62.
- (54) この点については、坂元一哉『日米同盟の絆——安保条約と相互性の模索』【増補版】(有斐閣、二〇二〇年) を参照。
- (55) これは、博士論文として大阪大学に提出した拙著に関する公開発表会を通して得られた視点である。博士論文の審査

をしてくださった坂元一哉教授（現名誉教授）、瀧口剛教授、上川龍之進教授に改めてお礼申し上げたい。

(56) 第二次台湾海峡危機が安保改定に与えたインパクトを指摘する研究はすでにいくつが存在する。そのうち、政治的インパクトに注目するのが吉田真吾『日米同盟の制度化——発展と深化の歴史過程』（名古屋大学出版会、二〇一二年）であり、軍事的インパクトに注目するのが山本章子『米国と日米安保条約改定——沖縄・基地・同盟』（吉田書店、二〇一七年）である。吉田は、第二次台湾海峡危機によって日本の中立化に対するアメリカの懸念が急速に高まり、「在日基地の自由使用と日本の負担分担の不十分さ」という改定のハードル」が乗り越えられたと論じる。山本は、第二次台湾海峡危機を通して沖縄の米軍基地が出撃基地という性格を強める一方、日本本土の米軍基地が兵站・補給基地という位置づけとなっていくことが安保改定を可能にしたと指摘する。